

愛媛県大規模小売店舗立地審議会 議事録

- 1 日 時 : 令和6年10月29日(火) 10:00~11:40
- 2 場 所 : 二番町ホール(松山市二番町三丁目8-21 久保豊二番町ビル3階)
- 3 出席委員 : 東委員・福嶋委員・竹下委員・倉内委員・有光委員・八束委員・
谷本委員・東淵委員(8名)
※東委員・八束委員は、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要
綱第6条第2項によるみなし出席

○開 会

[事務局]

ただいまから、愛媛県大規模小売店舗立地審議会を開会いたします。

当審議会は、8名の委員で構成されておまして、定足数は過半数の5名でございます。

本日出席の委員は6名、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、書面による意見により出席とみなされる委員2名、合計8名の出席と認められるので、愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程第4条第2項に基づき、本審議会は有効に成立しております。

なお、参考人招致については、今回の審議案件でございます「ドラッグコスモス下松葉店」、「(仮称)ダイレックス新居浜高専通り店」及び「(仮称)ドラッグストアモリ北条辻店」の設置者に要請いたしまして、本日、ご出席いただいております。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず始めに、東淵会長よりご挨拶いただき、その後、議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ー東淵会長あいさつー

[東淵会長]

それでは、議事(審議案件)に移りたいと思います。

本日の会議の議事録署名人は、竹下委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、本審議会の結果につきましては、会議終了後、会議の内容等を記載した書面を作成し、県庁において一般の閲覧に供します。

まず、お手元の資料にありますように、「ドラッグコスモス下松葉店」の新設届出について審議します。

参考人の入室をお願いします。

ー参考人入室ー

[東淵会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

ー資料1～6ページの内容について説明ー

- 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係について、指針の基準値を満たしている。

駐輪場の収容台数については、指針の参考値を下回るものの、既存類似店舗のデータ等を基に算出した必要台数6台を充足している。

○ オープン時や繁忙時には、駐車場出入口等に交通整理員を配置する。

○ 騒音については4地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、D´の1地点で来客・業務車両走行音により規制基準値を超過した。そのため、当該地点について実測値を用いて再予測を行ったところ、基準値以下となった。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び西予市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の東委員からは当該届出に関する意見はなかった。同じく欠席の八束委員から、当該届出について、事前に意見をいただいているので報告させていただく。

《八束委員の意見》

・店舗と駐車場の間に市道があり、日没など周囲が見えにくい時間帯や通常の出入りも注意して横断できるように工夫が必要ではないか。

[東淵会長]

それでは、八束委員からいただいたご意見について、参考人に回答を求めます。

[参考人]

店舗前の狭い市道については、当初、セットバックして6メートルの幅員を確保しようと考えていたが、西予市と協議したが許可が下りなかったため、現状の計画となっております。なお、来客車両はこの市道に出ることはありません。現地を見たところ、交通量も少なく、スピードが出せる道路でもないため、それほど危険性は感じませんでした。ただし、徒歩や自転車での来店客の方がこの市道を通行されるため、注意喚起の看板を設置させていただきます。

[東淵会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

[竹下委員]

敷地境界部分のフェンスはどのような計画となっているのでしょうか。また、注意喚起の看板というのは、図面8に記載のあるものかと思いますが、交通に関する注意喚起の内容のものはないようですが、こちらに記載のない別の看板の設置を予定されているのでしょうか。

[参考人]

こちらの市道と店舗敷地の境界部分につきましては、高さ1.1メートルの白いガードパイプを設置する予定です。

[竹下委員]

それ以外の敷地境界部分についても、同様にガードパイプを設置予定でしょうか。

[参考人]

住宅があるところにつきましては、高さ 1.8 メートルの目隠しフェンスを設置予定です。
住宅がないところにつきましては、ガードパイプを設置する予定です。

[東淵会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

[倉内委員]

駐車場の歩行者・自転車出入口と店舗敷地側の歩行者・自転車出入口がずれている気がしますが、これは意図的にこのようにしているのでしょうか。

[参考人]

この点につきましては、先日実施した当該店舗の中間検査の際に指摘させていただいたのですが、店舗敷地と駐車場側で高低差があることから、ずらしております。

[倉内委員]

それは避けることはできないのでしょうか。

[参考人]

今からの変更は難しいです。

[倉内委員]

この市道については交通量も少ないということで問題はないとは思いますが、原則まっすぐ横断できるようにすべきだと思います。

[東淵会長]

今後このようなケースがありましたら、御配慮いただければと思います。

それでは、その他、ご意見、ご質問はありませんか。

[有光委員]

前向き駐車とアイドリングストップに関する看板は、どこに設置されるのでしょうか。

[参考人]

先日実施させていただいた当該店舗に係る中間検査において看板の位置を決定したところであり、お手元の資料にはまだ反映がされておられません。

風除室から遠いところに無断駐車禁止の注意看板、車上荒らしの注意看板を設置し、隣接住居があるような場所にポイ捨て禁止看板やアイドリングストップを促す看板を設置することとしています。

[有光委員]

図面 3 によれば、倉庫に隣接する場所にアイドリングストップを促す看板を設置することとなっていますが、こちらに設置するのは何故でしょうか。

[参考人]

隣接する倉庫に窓があるため、そちらへの配慮としてこちらに設置することとしています。

す。

[有光委員]

前向き駐車を促す看板についても、倉庫側に設置するのでしょうか。

[参考人]

お手元の資料に記載の内容はあくまでも仮のものであり、先日看板の位置は決定しましたが、手元に資料がないため分かりかねますが、倉庫の方に窓がありましたので、そちらへの配慮は行っております。

[東淵会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

[谷本委員]

参考までに教えていただきたいのですが、ドラッグコスモスの店舗は1,300～1,500 m²くらいの大きいイメージがあるのですが、当該店舗につきましては、1,091 m²ということで少し小さめなのかと思いますが、品揃えは他の店舗と変わるのでしょうか。

[参考人]

基本的には400坪程度の店舗が多いのですが、350坪までの店舗であれば同じ品揃えとなります。当該店舗は、それよりも少し小さな店舗となりますので、品揃えは少し落ちるかと思います。宇和店もありますので、当該店舗は補完的なイメージでの出店となります。

[東淵会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

－参考人退出－

[東淵会長]

当審議会としての意見を取りまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

[倉内委員]

先程指摘させていただきましたが、駐車場と店舗敷地側の歩行者・自転車出入口がずれて設置されていますが、このように道路を斜めに横断するような状況は基本的にはあってはならないと思います。この点に関しまして、現時点では計画の修正はできないというのはいかがなものかと思います。

手続きとして、この段階に至るまでにどうにかできないものなのでしょうか。

[事務局]

届出書が県に提出されるまでに、店舗設置者において所轄の警察署や市町と協議を行っていただいております。現場をよく知っているのは市町であること、また今回の案件においては市道ということもあり、本来は各市町においてしっかりと確認していただくべきと考えております。

今後、市町に対し、今回のケースを周知するとともに、注意喚起を行いたいと思います。

[倉内委員]

ぜひお願いします。

今回のケースでは、駐車マスの位置を変更して、歩行者・自転車出入口をずらさないよう指導すべきものかと思います。また、このようなケースが積み重なっていくと歯止めがきかなくなると思いますので、よろしくお願いします。

[東淵会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

[東淵会長]

次に「(仮称)ダイレックス新居浜高専通り店」の新設届出について審議します。参考人の入室をお願いします。

－参考人入室－

[東淵会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料7～12 ページの主な内容について説明－

- 駐車場及び駐輪場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係については、指針の基準値を満たしている。

- オープン時や繁忙時には、交通整理員を配置する。

- 騒音については、4地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、a、b地点で来客・従業員車両走行音により規制基準値を超過した。そのため、当該地点について来客・従業員車両走行音の実測値を用いて再予測を行ったところ、いずれの地点も基準値を超過した。基準値を超過した騒音発生源について、近接する建物側において再々予測を行ったところ、いずれの地点も基準値以下となった。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び新居浜市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の東委員、八東委員から、「特に意見はない」との回答をいただいている。

[東淵会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はありませんか。

[倉内委員]

出入口2付近に信号交差点があるため、出入口2から右折退店する際の交通安全上のリスクが高いと思います。来店者が多く見込まれる開店直後には注視していただきまして、危険性がある場合には、出入口2からは左折出庫のみの運用とするなどしていただきたいと思います。

[参考人]

承知しました。

[東淵会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

[有光委員]

駐車スペースと住宅の間に遮音壁を設置する場所（騒音予測地点Dの場所）がありますが、こちらにおいては前進駐車を促すような対策はされるのでしょうか。

[参考人]

この場所につきましては、高さ2メートルの遮音フェンスを設置することとしております。また、排気ガスや光の問題は生じないと考えておりますので、前進駐車の呼びかけは予定しておりません。

[有光委員]

分かりました。ありがとうございます。

[東淵会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

[福嶋委員]

駐輪場が奥の方に位置していますが、分かりやすいように示していただけるのでしょうか。

[参考人]

駐輪場は歩行者自転車専用出入口の正面にありますし、表示も行いますので、一目で分かるかと思います。

[東淵会長]

ありがとうございます。その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

－参考人退出－

[東淵会長]

それでは、当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な

範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

[東淵会長]

次に「(仮称) ドラッグストアモリ北条辻店」の新設届出について審議します。参考人の入室をお願いします。

－参考人入室－

[東淵会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料 13～18 ページの主な内容について説明－

- 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係については、指針の基準値を満たしている。

駐輪場の収容台数については、指針の参考値を下回るものの、既存類似店舗のデータ等を基に算出した必要台数 9 台を充足している。

- オープン時や繁忙時には、交通整理員を配置する。

- 騒音については、4 地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、a、d 地点で来客・従業員車両走行音により規制基準値を超過した。そのため、当該地点について来客・従業員車両走行音の実測値を用いて再予測を行ったところ、a 地点で基準値を超過した。基準値を超過した騒音発生源について、近接する建物側において再々予測を行ったところ、基準値以下となった。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び松山市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の東委員、八束委員から、「特に意見はない」との回答をいただいている。

[東淵会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はありませんか。

[竹下委員]

図面 18 を見ると、店舗東側に住宅等がありますが、室外機等はどのような配置になっていますか。

[参考人]

店舗に設置されている室外機等は、店舗建物屋上部の西側に配置しております。東側には、小さな排気口を設置する予定ですが、騒音はそれほど問題にならないかと思っております。

[東淵会長]

ありがとうございます。その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。
その他ご質問等ないので、参考人は退出いただいて結構です。

－参考人退出－

[東淵会長]

それでは、当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

[東淵会長]

続きまして、次回以降の審議案件及びフォローアップ手続きについて、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料 19～22 ページの主な内容について説明－

○次回以降の案件の説明

・審議会案件は、「m a c 大洲北只店（大洲市）」、「ドラッグコスモス北高下店（今治市）」、「(仮称) スポーツ小売計画店舗（松山市）」、「フジ宇和島桜町店（宇和島市）」、「西条ファッションモール（西条市）」、「(仮称) ドラッグストアモリ大洲若宮店（大洲市）」、「ドラッグコスモス宇和島丸之内店（宇和島市）」、「(仮称) ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブン－イレブン新居浜徳常町店（新居浜市）」、「クスリのアオキ喜光地店（新居浜市）」、「ラ・ムー四国中央店（四国中央市）」の 10 件がある。

・県の意見提示期限については、「m a c 大洲北只店（大洲市）」が令和 7 年 2 月 6 日まで、「ドラッグコスモス北高下店（今治市）」が令和 7 年 2 月 13 日まで、「(仮称) スポーツ小売計画店舗（松山市）」が令和 7 年 2 月 26 日まで、「フジ宇和島桜町店（宇和島市）」が令和 7 年 4 月 20 日まで、「西条ファッションモール（西条市）」及び「(仮称) ドラッグストアモリ大洲若宮店（大洲市）」が令和 7 年 4 月 22 日まで、「ドラッグコスモス宇和島丸之内店（宇和島市）」が令和 7 年 5 月 13 日まで、「(仮称) ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブン－イレブン新居浜徳常町店（新居浜市）」が令和 7 年 5 月 27 日まで、「クスリのアオキ喜光地店（新居浜市）」が令和 7 年 6 月 15 日まで、「ラ・ムー四国中央店（四国中央市）」が令和 7 年 6 月 22 日までとなっている。

○フォローアップ調査について

・「明屋書店川之江店・シャトレーゼ四国中央川之江店（四国中央市）」については、

設置市が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果について報告があり、廃棄物保管施設２の位置が配置図と異なっていたことが判明するとともに、店舗責任者が実際の荷さばきの時間を把握しておらず、届出上の時間を遵守しているか不明であった。廃棄物保管施設２の位置については、届出上の配置と一致させるよう口頭指導を行った。また、荷さばき時間を把握できる体制を整えるとともに、届出上の荷さばき可能時間を遵守するよう口頭指導を行った。

- ・「(仮称) ドラッグコスモス鬼北店 (鬼北町)」、「フジ藤原店 (松山市)」については現在照会中であり、「オズメッセ西敷地 (大洲市)」については今後照会予定となっている。

[東淵会長]

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

[有光委員]

実際の施設の配置等が届出内容と異なることとなった場合、変更の届出はできるのでしょうか。

[事務局]

施設の配置変更については、変更届を提出いただく必要があります。今回の件につきましては、容易に届出通りの施設配置に戻せるケースであったため、変更届を提出することまでは不要とし、口頭指導にとどめさせていただきました。

[東淵会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

[竹下委員]

シャトレゼ四国中央川之江店においては、廃棄となる商品は店舗において処分しているのでしょうか。

[事務局]

店舗の廃棄商品の取扱いまでは、県では把握しておりません。

[東淵会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。最後に前回の審議会の審議案件について事務局から報告がございます。

[事務局]

－「店舗駐車場における隣接住居等への排気ガスの流入防止」について説明－

- 中四国地域の取組状況について、各県へ照会を行い、結果を取りまとめた。
- 店舗設置者等に対して住民等から排気ガスの流入に関する苦情等があったと回答したのは山口県のみ。
- 店舗の隣接住居等への排気ガスの流入防止のため、店舗設置者に対し、前進駐車を行う運用とするよう指導・提案を行うことがあると回答したのは岡山県及び山口県のみ。
- 隣接住居等への排気ガスの流入防止対策としては、山口県では排気ガス流入防止のためのフェンスを設置について店舗設置者と住民とが協議・検討した事例があり、

岡山県では必要に応じ、店舗設置者に対し前進駐車を促す看板の設置を求めているとのこと。また、徳島県については、届出の審議後であっても設置者として周辺環境に配慮した適切な対策を講じるよう、適宜、店舗側に指導・助言を行う必要があると考えているとのこと。

- 隣接住居等への排気ガス流入防止対策として前進駐車を促進するため、駐車マスを進行方向に対し斜めに設置している店舗は、各県ともなし。また、店舗設置者に対し駐車マスを斜めに設置するよう指導・提案していると回答した県はない。
- 今後の対応として、近隣住民から苦情等があった場合には、適切な対応を行うよう引き続き設置者に求めていく。また、斜めの駐車マスについては、近隣県に事例がないほか、指針において求められている対応でもなく、設置者の新たな負担となるおそれがあるため、現時点では求めないこととする。

[東淵会長]

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
以上で事務局からの報告を終わります。

[事務局]

以上をもちまして愛媛県大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

○閉 会 (11 : 40 終了)

議事録署名人

⑩